

改正フロン回収・破壊法対応 行程管理票

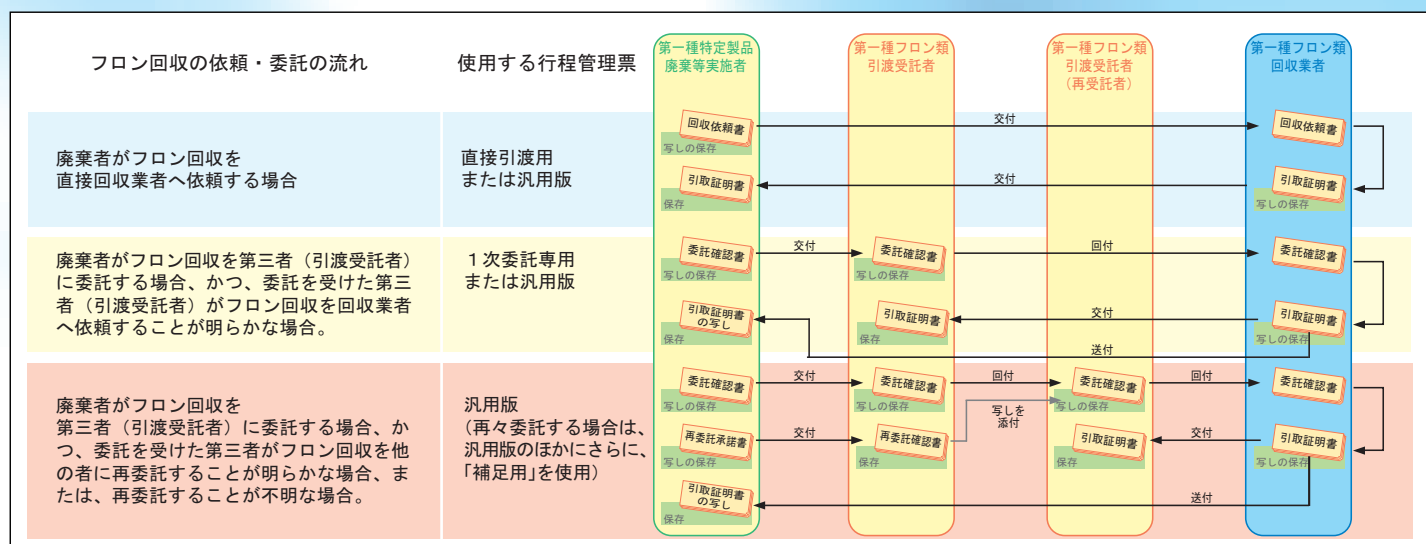
平成19年10月1日より施行の「改正フロン回収・破壊法」において、業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）を廃棄する際、フロン回収を書面（行程管理票）による管理（行程管理票の交付・回付・保存など）が義務づけられました。（行程管理制度）

同時に、建物解体時には、元請業者は、業務用冷凍空調機器設置の有無を確認し、発注者に対して、事前に書面（事前確認書）にて説明する義務があります。

有限責任中間法人 フロン回収推進産業協議会（INFREP）では、円滑に行程管理制度が運用されるよう、標準的な「行程管理票」を作成、発行しましたのでご活用下さい。

（廃棄する業務用冷凍空調機器からの）

フロン回収には行程管理票の交付が10月1日より義務づけられました。



フロン回収行程管理票（4種類）

	価格(税込み)
◆汎用版 (直接引渡、委託のどちらでも使用可。再委託まで。)	100円
◆補足用 (再々委託以降の場合に汎用版とセット使用)	100円
◆直接引渡用 (機器廃棄者が直接回収業者へ依頼する場合に使用)	100円
◆直接引渡用 (30綴/冊)	1,500円
◆1次委託専用 (委託(1回のみ)して回収業者に依頼する場合)	100円



行程管理票(汎用版)



設置機器事前確認書

設置機器事前確認書

◆事前確認書+説明書	30円
------------	-----

・INFREPのホームページからもダウンロードできます。

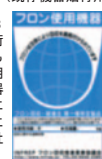
◆INFREPでは、以下のようなシールを用意しています。

フロン未回収シール
(事前確認時に貼付用)



建物解体時に、解体工事の元請業者が、事前確認をした時に、第一種特定製品に貼付。

フロン使用機器シール
(既存機器貼付用)



フロン回収済シール
(フロン回収後貼付用)



平成14年3月以前に出荷され、現在もフロンを使用している機器に貼付(主にサービス時にサービス会社が貼付)。

フロン回収業者が、廃棄する機器からフロン回収を終了した時に貼付。

シールの入手先等は、INFREPのホームページをご覧ください。
(<http://www.infrep.jp>)